

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成29年 第11回 定例総会 議事録

- 1 会 期 平成29年11月22日（月）午後2時00分から
同 日 午後2時55分まで
- 2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]
- 3 出席した委員（12人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男 [遅刻]
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平
- 4 欠席した委員（1人）

委 員	4番	高 野 忠 財
-----	----	---------
- 5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議案第54号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(6件)
議案第55号上程	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について	(2件)
議案第56号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第57号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第58号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
日程第8	閉 議 ・ 閉 会	

6 出席した農地利用最適化推進委員（10人）

第1区域	吉川 稔		
第2区域	笠原 広久		
第3区域	田口 俊夫		
第4区域	新井 一郎		
第5区域	高岸 義雄	番場 誠二	
第5区域	齋藤 武志	引間 勲	
第6区域	長谷川 満	千島 初男	

7 欠席した農地利用最適化推進委員（4人）

第1区域	浅見 健		
第2区域	小林 弘		
第3区域	小久保 健司		
第4区域	大島 正一		

8 農業委員会事務局職員

事務局長	上林 敏一	主査	帆刈 敏晃
参与	町田 達彌	主事補	岩田 直樹
主幹	新井 幸男	主幹	加藤 和彦

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（糸 東男 会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

日程第2 議事日程の報告

議長（糸 東男 会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸 東男 会長） 本日は、4番 高野 忠財 委員から欠席の通告が、1番 新井 初男 委員から遅刻の通告がありました。 よって、委員定数13名中11名の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸 東男 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 9番 加藤 勝市 委員 及び 10番 黒澤 元国 委員のお二人をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸 東男 会長） 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸 東男 会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案について報告をする前に、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書の6ページをお開きください。 議案第56号 番号4及び番号5を削除していただきますよう、お願いいたします。 それでは、平成29年第11回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

54号 農地法第3条の規定による許可申請について が6件、議案第55号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について が2件、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について が5件、議案第57号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第58号 農用地利用配分計画の意見についてが 1件、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長（桑 東男 会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

（1番 新井 初男 委員が議場に入る）

日程第7 議 案 審 議

議案第54号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （6件）

議長（桑 東男 会長） これより、議案の審議に入ります。 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

町田 達彌 参与 番号1及び番号2の案件は互いに関連がありますので、一括して説明をいたします。 まず、番号1の案件についてですが、譲受人は 〇〇さん、譲渡人は △△さんです。 申請地は 久那字天神前、畑1筆、8.06平方メートルです。 次に、番号2の案件についてですが、譲受人は △△さん、譲渡人は 〇〇さんです。 申請地は 久那字天神前、畑1筆、8.06平方メートルです。 案内図の1ページをご覧ください。 楕円で囲んだ部分がありますが、本件申請は、お互いの境界が入り組んでいるため、その中心を導き出し、互いの農地を8.06平方メートルづつ出し合い農地交換を行い、作付けしやすいよう農地境界を直線にするというものです。 面積要件につきましては、〇〇さんは久那地区における下限面積20アールを満たしておりますが、△△さんは、満たしておりません。 ただし、小規模農家から大規模農家への農地のあっせんとしての案件ですので、農業委員として 3番 高橋 信之 会長職務代理者が、農地利用最適化推進委員として、第1区域 浅見 健 推進委員に間にたっただき、署名もいただいておりますので、農地法第3条におけるあっせんによる交換が成立するものです。 次に、全部効率要件として農業用機械の所有状況ですが、〇〇さんは、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しており、△△さんもトラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台を所有しており、両人とも十分に農地

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

を耕作できる農業機械を所有しております。ただし、個々の所有する農地すべてを効率よく耕していなければならないわけですが、どちらも面積は少ないのですが、違反転用の土地があります。これに対する是正措置につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地域とされた区域内の農地から除外する手続きが必要となりますが、次回が平成30年2月になるため、早急に対処することができません。そのため、両名から早急に是正をする旨を記載した確約書を提出させております。

新井 幸男 主幹 番号3及び番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号3の案件についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は下吉田字新田原内北、畑11筆、計4,515平方メートルです。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から南に約900メートル先にあり、譲受人の自宅周辺に点在しています。申請事由ですが、農業経営の規模拡大を図ることを目的に売買により権利を取得するものです。現在、譲受人は、6,787.86平方メートルの農地を所有しており、吉田地区における下限面積要件である20アールを上回っています。所有農地について確認したところ、野菜などを作っている農地のほか、ワイン用のブドウ栽培や梅の植栽、その他稲作などを確認いたしました。農機具につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、1トントラック1台を所有しています。このたびの申請地を取得することになりましたら、主にブドウを栽培する予定です。

次に、番号4の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は下吉田字新田原内北及び同じく字上野、畑2筆、計1,421平方メートルです。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から南に約860メートル先及び同交差点から南西に約80メートル先にあります。譲受人の自宅からは、約1.2キロメートルで、自動車です程の所と約450メートルで、自動車です程の所に位置しています。申請事由ですが、農業経営の規模拡大を図ることを目的に売買により権利を取得するものです。現在、譲受人は、3,328平方メートルの農地を所有しており、吉田地区における下限面積要件である20アールを上回っています。所有する農地について、耕作している農地がある一方、管理農地として所有している土地もありますが、今後は、カキの植栽を行う予定であるとのこと。農機具につきましては、トラクター1台、油圧ショベル

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

1台及び軽トラックを所有しています。本申請地につきましても、取得することになった後は、主にサツマイモの栽培やカキの植栽を計画しています。

加藤 和彦 主幹 番号5及び番号6の案件について説明をいたします。

まず、番号5の案件についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は荒川白久字上サ、畑2筆、計487平方メートルです。案内図4のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から東南に約180メートル先にあります。譲受人の自宅からは、徒歩で2分ぐらいのところにあります。申請事由ですが、譲渡人は、平成5年に、申請地を相続により取得しておりますが、上尾市に居住しており、高齢のため自らが耕作し、管理することが困難であることから、譲受人が買い受けることになり、このたび、申請したものです。譲受人は、現在、4,338平方メートルの農地を所有しており、このたびの申請地の面積を加えますと、4,825平方メートルになり、荒川地区における下限面積10アールの要件を満たしております。農機具につきまして、耕うん機2台、軽トラック1台を所持しており、農作業歴は23年になります。このたびの申請地を取得することになれば、ネギ、サトイモ、ダイコン、ハクサイを作付けする計画を立てております。耕作労働力は、譲受人本人及びその父となっております。

次に、番号6の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は荒川贅川字中丸、畑2筆、計1,507平方メートルです。案内図5のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から北に約2キロメートル先にあります。譲受人の自宅からは、徒歩で10分ぐらいのところにあります。申請事由ですが、譲渡人は、譲受人の親族にあたり、昭和47年に申請地を相続により取得しておりますが、高齢になり、自ら耕作することができないため、譲受人に贈与することになり、このたび、申請したものです。譲受人は現在、〇〇町教育委員会で学校教育指導員として働いていますが、休日を利用して耕作を行っております。現在、譲受人は、2,587.08平方メートルの農地を所有しておりますが、この他に違反転用と見なされるような農地を所有しています。違反転用と見なされる土地、618.92平方メートルについては、現況、宅地として使用されています。農地に復旧することは難しいとのことで、これらの土地に関しては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地から除外する手続きが必要であるため、是正は当該除外をすることからとなります。譲受人からは適正に手

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

続きをとることについての確約書を提出させております。ただいま申し上げました農地に復旧することが難しい土地を除き、所有する農地の面積は、2,587.08平方メートル、これにこのたびの申請地2筆、計1,507平方メートルを合わせた面積は、4,094.08平方メートルとなり、荒川地区における下限面積10アールの要件を満たしております。農機具につきましては、耕うん機1台、軽自動車を1台所有しており、農作業歴は30年になります。このたびの申請地を取得することになれば、ユズ、ソバを作付けする計画を立てております。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。現状では、農地として使い勝手が非常に悪いものと感じました。交換することで効率的に耕作を行うことを期待することができますので、許可をしてもよろしい案件であると思います。

第1区域（吉川 稔 農地利用最適化推進委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。私も、3番委員と同様な意見です。

1番（新井 初男 委員） 番号3及び番号4の案件について意見を申し上げます。それぞれの案件に係る譲受人は、適正に耕作を行っております。いずれの案件も許可をしてもよろしい案件であると思います。

第5区域（引間 勲 農地利用最適化推進委員） 番号3及び番号4の案件について意見を申し上げます。いずれの案件も許可をしても問題はないものと考えます。

11番（豊田 辰夫 委員） 番号5及び番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も許可をしてもよろしい案件であると思います。

第6区域（長谷川 満 農地利用最適化推進委員） 番号5及び番号6の案件について意見を申し上げます。それぞれの案件に係る譲受人は、適正に耕作を行っております。いずれの案件も許可をしてもよろしい案件であると思います。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

(間がある)

議長(糸 東男 会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第54号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(糸 東男 会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第55号上程 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請
について (2件)**

議長(糸 東男 会長) 次に、議案第55号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 番号1及び番号2の案件につきましては、関連がありますので、一括して説明をいたします。

まず、番号1の案件についてですが、申請者は〇〇さん、申請地は下吉田字兎田、畑1筆、8.44平方メートルです。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から東に約500メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者の専用住宅の一部が農地に越境していることが判明したため、申請地を分筆し、住宅用地に変更して是正したいと、始末書を添付したの上で、このたび、申請したものです。現況を確認いたしましたところ、申請のとおり、住宅の一部が越境している状態でした。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。なお、譲渡人は譲受人の妻の父にあたります。申請地は下吉田字兎田、畑1筆、513平方メートルで、平成11年に相続で取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から東に約500メートル付近にあり、番号2の案件に係る申請地に隣接しております。立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、妻子とともに市営住宅に居住していますが、将来的なことを考え、住宅を建築することにしました。申請地は妻の父が所有するものであり、妻の両親の住居に隣接して建築したいとして、このたび、転用申請したものです。なお、申請地は、譲渡人が平成8年ころに住宅を建築したものの、出入口及び駐車スペース等を確保するため、許可を受けないまま、農地を転用しておりました。そのため、始末書を添付しております。現況を確認いたしましたところ、申請のとおり、進入路や駐車スペースや庭として利用しておりました。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

1 番（新井 初男 委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第55号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第56号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （5件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1の案件についてですが、譲受人は 株式会社 〇〇、譲渡人は △

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

△さんです。申請地は 上町二丁目、畑1筆、199平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父市立花の木小学校から北東に約100メートル先にあり、立地の基準につきましても、市街化の著しい地域として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、販売住宅用地です。申請事由ですが、譲渡人は、現在、〇〇市に居住しており、当申請地を農地として管理するには難しい状況にあります。そこで、このたび、周辺の宅地化が進んでおり、小学校や中学校にも近い当申請地を不動産業を営む譲受人が買い受け、申請地に隣接する宅地19.22平方メートルとを合わせた計218.22平方メートルを一体利用し、販売住宅用地1区分分として使用したいとして、申請したものです。資金調達計画も整っており、申請地に隣接する農地はありませんでした。申請地の現況を確認したところ、保全管理状態となっております。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は 〇〇さん、譲渡人は △△さんです。申請地は 柳田町、畑2筆、計62平方メートルで、平成7年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、国道299号視目坂下交差点から北西に約400メートル先にあり、立地の基準につきましても、市街化の著しい地域として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲渡人は、現在、申請地の東に隣接する宅地に住宅を建てて居住しておりますが、境界から建物までの距離が50センチメートル程度しかありません。現状のままでは問題はありませんが、将来的にブロック塀等が組み込まれた場合、勝手口のドアを全開にすることができなくなるなどの問題が生じてしまうことが予想されています。そこで、このたび、当申請地を買い受けて住宅用地を拡張し、隣地境界と建物の間に余裕を設けたいとして、申請したものです。計画では、申請地を整地した後、砂利を敷き、隣接する宅地と一体で住宅用地として使用することになっております。なお、このたびの申請地2筆と既存の宅地4筆とを併せた敷地面積の合計は291.43平方メートルになります。資金調達計画も整っており、申請地に隣接する農地の所有者からは、農地転用をして差し支えない旨の承諾書が添付されています。申請地を確認いたしましたところ、保全管理状態となっております。

帆刈 敏晃 主査 番号3の案件について説明をいたします。借受人は 〇〇さん、貸渡人は △△さんで、借受人の祖母にあたります。申請地は 山田字浅田、田1筆、279平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

図の9ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠中学校から南東に約240メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人家族は、現在、市内〇〇にあるアパートにて生活しておりますが、子供もでき、生活する上で何かと手狭になってきました。そこで、借受人の実家に隣接している本申請地を祖母より使用貸借し、ここに住宅を新築し居住したいとして、このたび、転用することについて申請したものです。申請地は、現在、畑として良く管理されております。また、県道から申請地への進入は、申請地の西に隣接する宅地を利用することになっておりますし、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から、転用することに対する承諾を得ております。

新井 幸男 主幹 番号6及び番号7の案件について説明をいたします。

まず、番号6の案件についてですが、譲受人は 有限会社 〇〇、譲渡人は △△さん 及び △△さんです。申請地は 下吉田字井上、畑1筆、395平方メートルで、昭和56年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父市役所吉田総合支所から西に約890メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、昭和59年から、申請地に隣接する土地で金属加工業を営んでいます。昭和61年から本申請地を、社員等の駐車場として使用し、工場で使用する簡易な物置を設置するなど、工場用地の拡張をしていましたが、農地法の手続きを怠ったまま現在に至っていることが判明したため、このたび、始末書を添付した上で、申請したものです。申請地を確認したところ、申請のとおり、工場の前に駐車場及び簡易な物置が3棟設置されておりました。

次に、番号7の案件について説明をいたします。譲受人は 株式会社 〇〇で、皆野町に本店を置く法人で、土木工事、解体工事、造園工事業などの請負等を行っています。譲渡人は △△さんです。申請地は 下吉田字芦田、畑1筆、856平方メートルで、昭和53年から所有している土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父市役所吉田総合支所から東北東に約930メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は資材置場です。譲受人は、申請地の北に隣接する土地をすで

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

に資材置場として使用していますが、事業拡大により手狭となったため、転用について許可を受けないまま、平成28年4月頃より本申請地を廃材や砂利などの資材の保管、ミニショベルの駐車保管場所として利用していました。農地に戻すこともできないため、このたび、始末書を添付した上で、追認として申請したものです。なお、隣接する農地を所有する者から、転用することについて承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと考えます。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1及び番号2での案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件に係る申請地の周囲では宅地化が進んでおります。許可を相当とすることによりよろしい案件であると考えます。

7番（新田 恭一 委員） 番号3の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地の周囲では宅地化が進んでおります。許可を相当とすることによりよろしい案件であると考えます。

13番（彦久保 利平 委員） 番号6及び番号7の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。いずれも追認による案件でもありますので、許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第56号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第57号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長(糸 東男 会長) 次に、議案第57号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

加藤 和彦 主幹 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について 説明をいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成29年11月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。それでは、計画の内容を申し上げます。本件は農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸し付ける土地についてですが、荒川小野原区域では、1筆、1,120平方メートル、荒川上田野区域では、畑167筆、143,207平方メートル、荒川白久区域では、16筆、15,002平方メートル、荒川贄川区域では、8筆、6,391平方メートル、荒川日野区域では、21筆、19,547平方メートル、合計で213筆、185,267平方メートルになります。次に、利用権を設定する期間は、平成30年3月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長(糸 東男 会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番(高橋 信之 会長職務代理者) 議案第57号について意見を申し上げます。9月中旬から、長谷川 満 推進委員、千島 初夫 推進委員とともに3班に分かれて、貸し付けを希望する農地所有者を伺い、農地中間管理事業の申し出を受けてまいりました。その際、農業委員会も農地利用最適化を推進している旨を説明し、関与していることに一定の理解をいただきました。希望者の中には高齢であるため耕作をすることができない方も見受けられました。集積計画を決

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

定していただきたいと思います。

第6区域（長谷川 満 農地利用最適化推進委員） 私も貸し付けを希望する農地所有者を伺ってまいりました。まずは、農地中間管理機構が借り受けるわけですので、問題はないものです。荒廃が進む桑園もあり、今後、借り手に配分することで遊休農地の解消にもつながります。集積計画を決定していただきたいと思います。

第6区域（千島 初夫 農地利用最適化推進委員） 私も同様な意見です。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第57号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第58号上程 農用地利用配分計画の意見について （1件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第58号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第58号 農用地利用配分計画の意見について 説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成29年11月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第10回総会、議案第52号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたものです。案内図の12ページをご覧ください。下吉田字暮坪地区における計画地、1筆、1、237平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました認定農業者である 有限会社 〇〇へ配分する計画です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。なお、この配分が決定した後は、借受人は、エゴマとオオムギを栽培する予定でおります。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（彦久保 利平 委員） 配分先が決定することになり、良かったと感じております。この件について、特に意見はありません。

第5区域（齋藤 武志 農地利用最適化推進委員） 13番委員と同様に、この件について、特に意見はありません。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（糸 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸 東男 会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、秩父市農業委員会平成29年第11回定例総会を閉会いたします。